

品川区介護保険サービス事業者業務管理体制の整備に関わる要綱

制定 平成24年4月1日要綱第145号

改正 平成31年4月1日要綱第119号

改正 令和5年8月1日要綱第146号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の32、第115条の33および第115条の34、および介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき、介護保険のサービス提供事業者（以下「サービス事業者」という。）に対する業務管理体制の整備についての基本的事項を定める。

(目的)

第2条 業務管理体制は、サービス事業者が自らその改善を図り法令等遵守に取り組むことを前提とし、品川区（以下「区」という。）は当該体制の整備を啓発することで、サービス事業者による不正行為を未然に防止し、利用者および入所者の保護および介護事業運営の適正化を図ることを目的とする。

(業務管理体制の届出)

第3条 業務管理体制の届出については、以下のとおりとする。

(1) 対象

届出の対象は、指定地域密着型(介護予防)サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が区内のみに所在する事業者とする。

(2) 届出

法115条の32第2項の規定による届出は、施行規則第140条の40第1項に掲げる事項について第1号様式により行うものとする。

(3) 届出事項の変更の届出

法115条の32第3項の規定による届出事項の変更の届出は、施行規則第140条の40第2項に基づき、第2号様式により行うものとする。

(4) 区分の変更の届出

法115条の32第4項の規定による区分の変更の届出は、施行規則第140条の40第3項に基づき、第1号様式により行うものとする。

(5) 電子申請による届出

業務管理体制の整備に関する届出システム（以下、「届出システム」という。）を使用した電子申請による届出については、第2号から前号までの規定による第1号様式または第2号様式によらず、届出システムに直接必要事項を入力するものとする。

(6) 関係機関との連携

区長は、第2号から前号までの規定による届出に関し、必要に応じて国および都道府県

に対して情報提供することができる。

(業務管理体制の指導監督)

第4条 業務管理体制の指導監督については、以下のとおりとする。

(1) 対象

指導監督の対象は、前条第1号の事業者とする。

(2) 検査

検査は、前条の規定により届出を行ったサービス事業者における業務管理体制に関して必要があると認められるときに実施する。

ア 検査実施通知

検査対象となるサービス事業者を決定したときは、検査の根拠規定および目的、実施日、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により、当該サービス事業者に通知する。ただし、緊急に検査を実施する必要があると判断した場合には、検査の開始時に通知を行うことができるものとする。

イ 検査体制

検査は、2名以上の検査班を編成して実施する。

ウ 検査方法

検査は、法令および通達等に基づき、関係書類等を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

エ 行政上の措置に係る文書の交付

検査実施後、検査担当者は検査報告書を作成し、関係部署の責任者の出席する検査会議を開催する。当該会議における審議結果をふまえ、次条に掲げる行政上の措置に係る文書をサービス事業者に交付する。

(行政上の措置)

第5条 第3条の規定により届出を行ったサービス事業者において、適切な業務管理体制の整備がなされていないと認められるときは、以下の行政上の措置を検討する。

(1) 勧告

当該サービス事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告する。

(2) 勧告状況の公表

勧告をした場合において、その勧告を受けたサービス事業者が期限内にこれに従わなかったときには、その旨を公表する。

(3) 命令

勧告を受けたサービス事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずるとともに、その旨を公示する。

(厚生労働大臣または都道府県知事への通知)

第6条 区が行ったまたは行おうとする指定に係るサービス事業者における法115条の32第1項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣または都道府県知事に対し、法115条の33第1項の権限を行うよう求める。

(連携)

第7条 サービス事業者における業務管理体制の効果を高めるために、厚生労働省、各都道府県、および各区市町村等関係機関との密接な連携を図る。

2 区がとった行政上の措置等については、必要に応じて関係機関に情報提供する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年8月1日から適用する。

受付番号

介護保険法第115条の32第2項（整備）または第4項
（区分の変更）に基づく業務管理体制に係る届出書

年 月 日

品川区長 あて

事業者
所在地
名称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者【法人】番号

1 届出の内容（該当の項目に○をつける）		
(1)	法第115条の32第2項関係（整備）	
(2)	法第115条の32第4項関係（区分の変更）	
2 事 業 者	フリガナ 名 称	
	住 所 (主たる事務所の 所在地)	(郵便番号 -) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)
	連 絡 先	電話番号 - - FAX番号 - -
	法 人 の 種 別	
	代表者の職名・ 氏名・生年月日	職名 フリガナ 氏 名 生年月日 年 月 日
	代表者の住所	(郵便番号 -) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)
	3 事業所名称等および 所在地（複数ある場合は別 表に記入）	事業所名称 指定（許可）年月日 介護保険事業所番号 (医療機関等コード) 所在地 計 ケ 所
4 介護保険法施行規則第 140条の40第1項第2号から第 4号に基づく届出事項 (該当の項目すべてに○を つける)	第2号	法令遵守責任者の氏名（フリガナ） 生年月日 年 月 日
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（概要を添付）
	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要（概要を添付）
5 区 分 変 更	区分変更前行政機関名称、担当部(局) 課	
	事業者【法人】番号	
	区分変更の理由	
	区分変更後行政機関名称、担当部(局) 課	
区分変更日	年 月 日	

事業所一覧 (参考様式)

事業所番号	事業所名称	サービス種類	指定(許可) 年月日	所在地	事業 所数
			年 月 日		1
			年 月 日		2
			年 月 日		3
			年 月 日		4
			年 月 日		5
			年 月 日		6
			年 月 日		7
			年 月 日		8
			年 月 日		9
			年 月 日		10
			年 月 日		11
			年 月 日		12
			年 月 日		13
			年 月 日		14
			年 月 日		15
			年 月 日		16
			年 月 日		17
			年 月 日		18
			年 月 日		19
			年 月 日		20

受付番号

介護保険法第115条の3第3項に基づく
業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）

年 月 日

品川区長 あて

事業者
所在地
名称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者〔法人〕番号

変更があった事項
（該当の項目すべてに○をつける）

- 1、法人の種別、名称(フリガナ)
- 2、主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
- 3、代表者氏名(フリガナ)、生年月日
- 4、代表者の住所、職名
- 5、事業所名称等および所在地（事業所の指定・廃止等により事業所数に変化が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合のみ届出。下記備考参照）
- 6、法令遵守責任者の氏名(フリガナ)および生年月日
- 7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 8、業務執行の状況の監査の方法の概要

変更の内容

(変更前)

(変更後)

備考：上記「5」の項目で届け出る場合、変更前欄と変更後欄のそれぞれに、指定等事業所等の合計数を記入してください。変更後の欄に追加または廃止等となった事業所等の名称、指定（許可）年月日、介護保険事業所番号（医療機関等コード）、事業所所在地を記入してください。書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として変更前と変更後のそれぞれの「事業所一覧」を添付してください。

（日本工業規格A列4番）

別表

事業所一覧 (参考様式)

事業所番号	事業所名称	サービス種類	指定(許可) 年月日	所在地	事業 所数
			年 月 日		1
			年 月 日		2
			年 月 日		3
			年 月 日		4
			年 月 日		5
			年 月 日		6
			年 月 日		7
			年 月 日		8
			年 月 日		9
			年 月 日		10
			年 月 日		11
			年 月 日		12
			年 月 日		13
			年 月 日		14
			年 月 日		15
			年 月 日		16
			年 月 日		17
			年 月 日		18
			年 月 日		19
			年 月 日		20